

学校いじめ防止基本方針

栃木市立大宮北小学校

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、平成25年9月、いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）（文部科学省）が施行された。

この『学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という）』は、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

I 基本方針

1 いじめの定義 解釈1～4：文科省「いじめ防止対策推進法 第二条」より 解釈5・6：本校

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（解釈1） 「一定の人的関係にある他の児童等」とは、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人的関係のある者を指す。

（解釈2） 「心理的な影響」とは、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものもや、直接的に関わらないものの、「仲間はずれ」や「集団による無視」をすることなどを意味する。

（解釈3） 「物理的な影響」とは、身体的な苦痛のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（解釈4） インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースも含む。

（解釈5） けんか等を除く。

（解釈6） 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合には、学校は行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

2 いじめの主な態様 文科省「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

- (1) 冷やかされたり、からかわれたりする。悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) ひどく（軽く）ぶつかられたり、（遊ぶふりをして）叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 いじめに対する基本認識

「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」しかし、「どの学校にも、どの学級にも起こり得り、どの児童もいじめる側、いじめられる側になり得る。」という認識をもつ。

- (1) いじめは重大な人権侵害であると共に、犯罪行為であり、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、親身になって援助を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめに関わった児童に対しては、社会で許されない行為は児童でも許されないという毅然とした対応を行うと共に、いじめの原因を究明し、その原因に対する手立てを講じる。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関、団体との連携に努める。

4 未然防止に向けて

学校は、児童一人一人が学級に居場所を感じる等、安心して生き生きと生活できる環境をつくり、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開すると共に、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 全ての教育活動をとおして、いじめ問題を自分、学級、学校全体のこととして捉え、自ら解決していく力を発揮できる集団づくりに努める。
- (2) 規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
 - ・道徳をとおして、命の大切さ、他人を思いやる心、規範意識を育む。
 - ・特別活動をとおして、望ましい人間関係を築く。
 - ・人権教育をとおして、豊かな人間性を育む。
- (3) 学校内外での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に協力を依頼する。
- (4) 全教職員が児童理解に努め、いじめを見抜く力をつける。
- (5) 全教職員が人権感覚を磨き、教職員の言動が児童を傷つけたり、児童によるいじめを誘発助長したりすることがないように細心の注意を払う。
- (6) 常に危機感をもち、いじめ防止への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善を行う。
 - ・情報の共有化や進捗状況の確認及び改善を行う。
- (7) 校内研修の充実、教育相談体制や児童指導体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で発生しており、学校、家庭、地域が全力で実態把握に努める。
教頭を、保護者や地域よりの相談窓口とする。

- (1) 全ての教育活動において児童の観察等を丁寧に行い、児童の変化やいじめの兆候を見逃さない。
- (2) 日頃から保護者との連絡を密にし、家庭における児童の状況を把握する。
- (3) 地域と積極的に交流し、校外における児童の状況を把握する。

6 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられた児童や保護者の立場に立ち、直ちに情報を収集し、事実の確認を行う。
- (2) 特定の教職員が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
 - ・校長は、「いじめ対策委員会」を設置し、対応を協議する。
 - ・いじめ対策委員会は、次の教職員をもって構成する。
校長 教頭 主幹教諭 児童指導主任 学習指導主任 保健主事 養護教諭
特別支援教育コーディネーター 該当学年主任 該当学年担任 事務長
- (3) いじめに関わった児童には、事実の確認を行い、その行為が誤ったものであることをしっかり理解させ、反省、謝罪させると共に、いじめに至った背景を解消する支援を行う。
- (4) 必要に応じて、市教委指導主事や心理、福祉の専門的家等、外部への協力を求める。
- (5) 法を犯す行為と認められるいじめに対しては、早期に教育委員会や警察署等に相談して協力を求める。
 - ・いじめられた児童といじめに関わった児童への教育的観点や当事者の意向に配慮し慎重に行う。
 - ・出席停止等の懲戒は、慎重に運用する。
- (6) 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- (7) いじめが解消した後も、該当児童への指導、支援、及び、該当保護者との連絡を行い、良好な人間関係の構築に努める。

7 付記

- 平成25年10月 1日 本校の基本方針を定める。
- 平成27年 9月 1日 本校の基本方針に加除訂正を行う。